
一般社団法人FreePets 定款

定 款

第1章 総 則

(法人の名称)

第1条 当法人は、一般社団法人Free Pets と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を 東京都港区 に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、ペットと呼ばれる動物たちの生命と幸せを考え、人間と共生する動物の福祉に寄与する活動を行うことを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 芸術、文化、音楽を通じた動物福祉活動のための集会・イベント企画
- (2) 動物福祉活動に伴う出版、企画、販売
- (3) 動物福祉のための募金活動
- (4) ペットグッズの販売
- (5) ペットカフェの運営
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 社員及び賛助会員

(社員及び賛助会員の資格)

第6条 当法人は、社員及び賛助会員をもって構成する。

- 2 社員は、当法人の事業に賛同して入社した個人又は団体とし、社員をもって一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 賛助会員は、当法人の事業を賛助するために入社した個人又は団体とする。

(入社)

第7条 当法人の社員又は賛助会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより申し込みをし、理事長の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 当法人の社員及び賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
本条の会費は、社員については、法人法第27条に規定する経費とする。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員及び賛助会員の氏名及び住所を記載した「社員・賛助会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「社員・賛助会員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

- 2 当法人の社員及び賛助会員に対する通知又は催告は、「社員・賛助会員名簿」に記載した住所、又は社員又は賛助会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社)

第10条 当法人の社員又は賛助会員は、次に掲げる事由によって退社する。

- (1) 社員又は賛助会員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
 - (2) 当該社員又は賛助会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
 - (3) 総社員が同意したとき。
 - (4) 第8条の支払い義務を半年以上履行しなかったとき。
- 2 当法人の社員又は賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。
この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。
 - (1) 本定款、その他規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(社員又は賛助会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 当法人の社員又は賛助会員が前条の規定により資格を喪失したときは、当法人に対する社員又は賛助会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員総会

(総会の種別)

第12条 社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員及び賛助会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額又はその基準
- (4) 各事業年度の計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款で定める事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

ただし、社員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故若しくは支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(社員総会決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は本定款に特段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(総会の決議及び報告の省略)

第19条 理事又は社員が社員総会の決議の目的たる事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 当法人の社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総會議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した代表理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(理事及び監事の員数)

第22条 当法人の理事の員数は3名以上とし、監事の員数は1名以上とする。

(理事及び監事の選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
4 理事及びその配偶者又は3親等以内の親族等の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(代表理事及び理事長等)

第24条 代表理事は、理事会の決議によって選定する。

2 当法人の代表理事が1名のときは、当該代表理事を理事長とし、代表理事が2名以上のときは、理事会の決議によって理事長1名を選定する。
3 理事會は、必要に応じて理事の中から会長、副理事長を選定することができる。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表する。
3 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会の特別決議をもって行わなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意がある場合には、招集手続を省略することができる。
- 4 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 5 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き理事長がこれに当たる。理事長に事故若しくは支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(理事会決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的たる事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした等一般法人法第96条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第25条第3項の規定による報告については、この限りでない。

(理事会議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 基 金

(基金を引き受ける者の募集)

第37条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第38条 基金は、当法人が解散するときまで返還しない。

(基金の返還手続)

第39条 基金の返還手続きについては、基金を返還する場所及び方法その他必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日に終までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監査の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第二号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにその附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第42条 当法人は剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 本定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所の解散命令
- (6) その他法令で定める事由

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人若しくは地方公共団体に贈与するものとする。